

平成七年十一月七日受領  
答 弁 第 七 号

内閣衆質一三四第七号

平成七年十一月七日

内閣総理大臣 村 山 富 市

衆議院議長 土井たか子殿

衆議院議員中井洽君提出「宗教法人法の一部を改正する法律案」の提出手続に関する質問に対し、別紙答  
弁書を送付する。

衆議院議員中井洽君提出「宗教法人法の一部を改正する法律案」の提出手続に関する質問に対する答弁書

一について

「宗教法人法の一部を改正する法律案」（第三百三十四回国会内閣提出第一七号）を閣議決定するに当たっては、文部省は、この法案の内容に係る省庁と必要な協議を行った。

二について

「宗教法人法の一部を改正する法律案」については、平成七年十月十六日（月）の正午から開催された事務次官等会議（全構成員出席）において、その骨子をまとめた資料を配布し、法律案の趣旨及び内容について事前了解を得た。同月十七日（火）の閣議において当該法律案について閣議決定を行うとともに、同月十九日（木）の正午から開催された事務次官等会議（全構成員出席）において当該法律案について事後報告をした。